

「新規制基準」について

7月8日に、福島第一原子力発電所事故の知見等を反映した、原子力発電所の新たな規制基準が施行されました。新基準では、従来の基準を強化するとともに、炉心損傷などのシビアアクシデント（過酷事故）やテロへの対策が義務付けられました。

今後、原子力発電所を稼働させる際には、新基準に適合するための安全対策が求められます。

新規制基準の主な内容

①シビアアクシデント対策

▶炉心損傷防止

- 全電源喪失時においても、弁を操作して炉内の減圧を行えるよう、可搬式バッテリーなどを配備する。
- 炉心に注水するための可搬式注水設備を配備する。 など

▶格納容器破損防止

- 水素爆発を防止するために水素再結合装置などの設備を設置する。
- 容器内の圧力を外へ逃がすためのフィルタ付ベントを設置する。 など

②テロ対策（意図的な航空機の衝突など）

- 意図的な航空機衝突などへの対策として、原子炉から離れた場所に緊急時制御室を備えたバックアップ施設を設置する。 など

③耐震・耐津波性能の強化

- 各発電所で発生する可能性がある最大の津波を基準津波とし、その津波に耐えられる防潮堤等の津波防護施設等を設置する。 など
- 耐震設計上の重要度Sクラス（最も厳しいランク）の施設を、活断層*等が表れていない地盤に設置する。 など

*12～13万年前以降に動いたことが否定できない断層

市内の放射線量について

市内の放射線量は福井県原子力環境監視センターや各事業者が常時監視しています。今回の測定期間では、発電所からの放射性物質の放出による線量上昇は観測されませんでした。

市内各地での空間線量率連続測定結果（平成25年1月～3月）

観測地点	月間平均線量率			3カ月間の最高値	観測地点	月間平均線量率			3カ月間の最高値
	1月	2月	3月			1月	2月	3月	
白木峠	76.3	79.6	79.1	129.0	猪ヶ池	75.6	78.3	78.4	126.3
白木（公民館東）	77.8	80.4	80.1	128.0	水産試験場裏	75.3	78.0	78.0	119.2
松ヶ崎	60.8	62.4	61.3	103.8	浦底（明神寮下）	71.5	74.5	73.9	114.0
もんじゅ（北東）	62.9	65.9	64.9	102.5	浦底（剣神社西）	72.4	75.6	75.1	111.2
もんじゅ（東南東）	36.7	38.3	38.1	82.1	色ヶ浜	77.5	79.5	78.7	107.5
もんじゅ（南南東）	52.2	54.5	54.9	91.8	沓	50.5	54.4	54.4	87.8
もんじゅ（南西）	43.0	45.2	45.3	81.5	敦賀合同庁舎前	57.4	59.3	58.2	88.7
ふげん（北）	61.5	62.2	61.4	104.9	赤崎	48.4	50.2	49.1	82.3
ふげん（西）	36.0	37.3	36.7	93.8	五幡	47.5	48.2	46.7	81.3
立石山頂	72.0	73.6	74.0	111.6	阿曾	46.4	48.2	47.6	88.8
立石（八坂神社）	68.9	69.4	69.2	100.0	杉津	49.9	51.5	50.9	88.4
立石（集落入口）	86.1	86.2	86.6	102.3					

線量率単位：nGy/h（1時間ごとの値）

※放射線量の値について

自然環境（土中や大気中）には天然の放射性物質が含まれ、常に放射線を出しています。天然放射性物質の量は地域の地質によって異なるため、放射線量は観測地点により違いがあります。また、降雨などの気象条件によっても変動するため、福井県では通常 **20～150nGy/h** の範囲で変動するとしています。

また、Gy（グレイ）は物質が放射線を受けて吸収したエネルギーを表す単位で、数値はおおよそ Sv（シーベルト）と同程度に換算することができます。（1nGy=0.00000001Gy）

県内の測定結果については、福井県原子力環境監視センターのHPや市役所ロビーのモニターリングデータ表示装置でリアルタイムに知ることができます。

～市民原子力研修会の募集～

敦賀市では、市内にお住まい、または勤務されている方を対象とした「見て・聞いて・体験できる」市民原子力研修会を開催しています。研修内容、日程は希望者と相談の上決定します。皆さんのお申し込みをお待ちしております。

<問合せ・申込み先> 原子力安全対策課 ☎ 22 - 8113 ✉ genan@ton21.ne.jp



9月は
防災月間

もしもの時のために！

今、備えよう「防災用品」

皆さんのご家庭では、万が一の災害に備えて、どのような準備をしていますか？非常時に持って出る「防災用品」は、家族の人数や構成により、必要な分だけ用意しましょう。

「防災用品」は、災害発生時に役立つ「非常持出品」と、災害発生後から復旧するまでの間の「備蓄品」に分けて用意しましょう。

非常持出品としてそろえておきたいもの

- 貴重品類（現金、印鑑、通帳、保険証、免許証など）
- 携帯ラジオ（市の防災ラジオ、予備充電電池）
- 懐中電灯（予備電池）
- 食料品・飲料水（乾パン、缶詰、飲料水、粉ミルクなど）
- 応急医薬品など（ばんそうこう、風邪薬、胃腸薬、きず薬、常備薬など）
- 衣類など（上着、下着、タオル、軍手、雨具など）
- その他（リュック、缶切り、ティッシュ、歯ブラシ、携帯電話、メガネ、生理用品、ほ乳びん、入れ歯など）

CHECK
LIST

備蓄品としてそろえておきたいもの

- 水（飲料水、生活用水）※飲料水は1人当たり1日3リットルが目安
- 食料品（缶詰、米、カップ麺、レトルト食品など）
※少なくとも3日分を目安に
- 燃料など（卓上コンロ、固形燃料、予備ガスボンベなど）
- その他（毛布、洗面用具、シャンプー、ロープ、工具、トイレトペーパーなど）
※各自、必要とする物を準備しておくことをおすすめします。

防災用品のポイント

- ✓ 防災用品は無理の無い範囲でご用意ください。
- ✓ 食料品・飲料水を備蓄する際には、消費期限にご注意ください。
- ✓ 非常持出品はリュックなどに一つにまとめ、すぐに持ち出せる場所に保管しましょう。
- ✓ 防災用品は定期的に点検をしておきましょう。
- ✓ 防災ラジオの設置がまだの方は、危機管理対策課までお申し込みください。（印鑑必要）

問合せ先 危機管理対策課 ☎ 22 - 8166